

令和 3 年 4 月 8 日

許可業者各位

大阪市環境局事業部
一般廃棄物指導課長

交通事故撲滅に向けた取組みについて(通知)

令和2年度の無責事故等を除く許可業者による交通事故報告件数については 67 件となり、1 年間の事故発生件数は前年度を 1 件上回る事となった。

今年度についても、下記のとおり新たな重点目標を掲げ、引き続き、交通法規の遵守・運転マナーの向上により、交通事故撲滅に取り組むこととする。

については、各許可業者において、従業員に対し安全運転教育を実施するなど、交通事故撲滅に真摯に取り組むこと。

また、昨年度も当課に交通ルールや運転マナーに関する苦情が数多く寄せられた。

中には明らかに交通違反を行っているという内容もあり、誠に遺憾である。社内従業員には特に交通関係法令等の遵守について周知徹底を行うとともに、ドライブレコーダー映像を適宜確認し、違反者には厳しく指導を行うこと。

記

【令和 3 年度交通事故撲滅に向けた重点目標】

- 制限速度・交通信号・一旦停止を遵守すること。
- 歩道への乗り上げ、車両の逆止めを行わないこと。
- 信号のない交差点での、一旦停止・徐行・安全確認を徹底すること。
- 後部スライドゲートの閉口を徹底すること。
- ドライブレコーダーを活用した交通安全教育を実施すること。